

## 一時預かり事業について

一時預かり事業とは、家庭で保育している乳幼児が、保護者の疾病・入院、育児疲れ解消等の理由により保育が必要になる場合に、一時的に保育園・認定こども園でお預かりする事業です。

なお、「集団に慣れさせるため」、「遊ぶ場所がないから」という理由ではご利用いただけませんのでご了承ください。

### 利用期間

- ・保護者の入院、傷病、冠婚葬祭等により、緊急を要する場合 原則1週間まで  
(特別の理由により町長が必要と認める場合は、2週間が限度となります。)
- ・パート、自営業手伝い、その他の事由による場合 週3日まで
- ・保護者の育児疲れ解消による場合 週1日まで

### 実施予定保育園

施設名	実施日	対象年齢	利用時間	電話番号
みどり保育園	月～金	2歳児～5歳児	8:45～16:45	699-5075
すみれキッズ	月～金	1歳児～4歳児	9:00～17:00	698-5568
認定こども園めばえ	火水木	2歳児～4歳児	8:30～17:00	698-6554

※対象年齢は、4月1日時点の年齢です。

※給食について、除去食・代替食に対応していない場合がございますので、詳しくは各保育園にお問い合わせください。

### 対象児童

北島町に住民登録され、保育園・認定こども園・幼稚園に通っていない就学前児童で、集団保育が可能な児童。

※保育士の加配等はありませんので、ご了承ください。

### 申請方法

事前に希望する保育園にご相談の上、「一時預かり申請書(様式3)」と「児童票I(様式2)」を、利用開始日の2週間前までに、希望する保育園に直接提出してください。

※希望する保育園、時期、児童の年齢によって受け入れが困難な場合があります。

### 保育料

- ・1日あたり…………… 1,800円(給食費230円を含む)
- ・半日(4時間以内)あたり…………… 900円(給食費230円を含む)

## 保育料無償化に伴う、一時預かり事業の保育料の払い戻しについて

一時預かりを利用される、

- ・ 4月1日時点で3歳のお誕生日を迎えているお子さん
- ・ 4月1日時点で3歳のお誕生日を迎えていない住民税非課税世帯のお子さん

について、保護者（父母）のいずれもが次の「保育を必要とする理由」に該当する場合、施設等利用給付の認定を受けると、一時預かりの保育料の払い戻しの対象となります。

※給食費、行事費については対象となりませんのでご注意ください。

保育を必要とする理由	具体的な保護者の状況
就労 (自営業・内職・農業等を含む)	児童の保護者が、家庭外や、家庭内で家事以外の仕事をしている場合。 ※1ヶ月あたり64時間以上の就労をしていることが条件となります。 ※就労で申請のあった場合でも、利用開始月が出産予定月とその前後2ヶ月の5か月間に該当する場合は、必ず「出産」理由での認定となり、利用期間も最長で5か月間となります。この場合、出産から育児休業への認定の変更はできず、育児休業中の継続利用の対象とはなりません。
出産	児童の保護者が、出産の前後の場合。 【出産予定月の前後2ヶ月ずつ（最長で5か月間）】
保護者の疾病・障がい	児童の保護者が病気や、心身に障がいがある場合。
親族の介護・看護	児童の保護者が、常に、家庭内で病人や障がい者の看護にあたる場合。
災害復旧	火災や地震などの災害により、家庭を破損したため、その復旧にあたる場合。
求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている場合。 【利用期間：最長で利用開始日（利用中の場合は離職日）より3ヶ月間】 ※利用開始日（利用中の場合は離職日）から2ヶ月以内に就労先を決定し、その翌月の10日迄に「就労証明書」を提出した場合は、理由を「就労」に変更した上で、利用期間についても変更されます。
就学	児童の保護者が1ヶ月あたり64時間以上、学校等に就学している場合。 (職業能力開発施設における職業訓練を含む。)
育児休業	児童の保護者が、児童の弟妹の出生後に、「出生児童が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合。 ※既に「就労」を理由として、保育所を利用している児童が、同一施設を継続して利用する場合のみ対象です。 ※保護者が職場に復帰した際には、理由は「就労」に変更されます。
その他	町長が認める場合。（虐待・DVのおそれがある場合を含みます。）



施設等利用給付の認定申請については北島町役場子育て支援課までお問い合わせください。  
電話：088-698-8909

## とくしま在宅育児応援クーポンをお持ちの方へ

一時預かり事業でも、とくしま在宅育児応援クーポンをご利用いただけます！  
クーポンをお持ちの方で、一時預かり事業をご利用いただく方は、この機会にぜひご活用ください。

### ○ご利用方法

利用料のお支払い時に、クーポンの冊子を保育園にご提示ください。  
お使いいただける分のクーポンを、保育園の方で切り離すようになります。

#### ◎一日利用(1,800円)の場合……………

3枚(500円×3=1,500円分)ご利用いただくことができます。  
端数の300円はご自身で負担いただくようになります。

#### ◎半日利用(900円)の場合……………

1枚(500円分)ご利用いただくことができます。  
端数の400円はご自身で負担いただくようになります。



### ○ご注意

- ・クーポンは、必ず保育園で切り離してもらってください。  
保護者の方が切り離したものは無効となります。
- ・有効期限の切れたクーポンはご使用  
いただけません。
- ・一時預かりを利用するお子様に対して  
発行されたクーポンに限り、ご使用  
いただけます。

